成年後見センターだより

発行：新宿区社会福祉協議会
新宿区成年後見センター
平成 28 年 6 月 1 日発行
第 8 号

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分ではない人の権利を守る制度です。成年後見人等がこれらの人の意思を尊重し、その人らしい生活のために、法律面や生活面で支援します。

成年後見センターでは、だれもが地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の利用推進に取り組んでいます。（※新宿区社会福祉協議会が、新宿区から運営を受託しています。）

講座のお知らせ

開催日時	講座名／内容	講師／相談員	会場	対象
6 月 25 日 (土) 入門編 13 時 ～14 時 20 分 申立編 14 時 30 分 ～16 時 10 分	**入門・申立講座** 入門編 成年後見制度の法定後見の基礎知識を勉強します。 申立編 法定後見の申立書類の書き方を中心に手続きのポイントを学びます。	司法書士	**落合第一地域センター** 第１集会室 AB （下落合 4-6-7）	新宿区在住・在勤・在学の方
同日 17 時～17 時 45 分 18 時～18 時 45 分 全４組（各時間２組）	**出張相談会** 成年後見制度に関する相談に、お答えします。プライバシーに配慮した個室です。要予約・先着順	社会福祉士 弁護士		
7 月 12 日 (火) 18 時 30 分 ～20 時 30 分	**成年後見人講座** 精神障害者に対して、どのように後見活動を行っているか、後見業務やコミュニケーションにおいて配慮や注意していることは何か、さまざまな生活状況での事例を交えながら学びます。	社会福祉士	**新宿区社会福祉協議会** 地下会議室 （高田馬場 1-17-20）	新宿区在住・在勤・在学の方 区民の後見人等及び目指している方

入門編・申立編
どちらか一方だけの
参加も可能です。

～参 加 費～ **無料**

～申 込 方 法～

電話・FAX・E メール・ハガキのいずれか。
①～⑤を明記の上、４面の「新宿区成年後見センター」連絡先にお申込ください。
①氏名（ふりがな）②在住・在勤・在学の別
③電話番号（FAX の場合は FAX 番号）
④申込希望講座・内容（入門編、申立編、または両講座、相談会、成年後見人講座のいずれか）
⑤本講座をお知りになったきっかけ

今年度、成年後見センターが主催する講座の年間予定です。
詳細は、社協広報誌や「広報しんじゅく」等でお知らせします。

年間予定表

開催月	内容	講師	開催地区
９月	任意後見	司法書士	榎町
10 月	成年後見と遺言	弁護士	戸塚（社協）
12 月	成年後見入門	社会福祉士	大久保
１月	成年後見人講座	社会福祉士	戸塚（社協）
２月	任意後見	公証人	四谷

特集：市民後見人
～広がる 身近な地域での支え合いの輪～

市民後見人とは？

親族や、弁護士等の専門職ではなく、一定の知識・技量を身に付け、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民による後見人のことを市民後見人とよびます。資格ではなく、一般市民が家庭裁判所から選任されて初めて市民後見人となります。

市民後見とは、判断能力が十分ではない方を地域住民が支える仕組みといえます。共に地域で暮らす地域住民の目線、生活者の視点を活かし、被後見人の意思をくみ取った支援をすることで、被後見人に寄り添い、過去や現在を受け止めた関係づくりを行うことができます。そして、市民後見人の活動が広がることにより、権利擁護や住民同士の支え合いを身近に感じる機会が増え、さらなる支え合いの芽を地域で育むことが期待できます。

地域で暮らす方への市民後見

新宿区成年後見センター（以下「センター」という。）では、市民後見人の養成や後見人候補者としての紹介、後見監督を行っています。市民後見人の受任は平成 22 年度から開始し、これまで 15 名の方に対して市民後見人が選任されています。

受任ケースの大半が施設入所者ですが、平成 27 年度より、新宿区内の自宅で暮らす 80 代の男性 A さんに対する市民後見人の活動が始まりました。

A さんは、担当ケアマネージャーから、「金銭管理等がご自身でできず、A さんも誰かにお願いすることを希望している」とセンターに相談があったことから受任につながったケースです。

相談後、センター職員が自宅訪問や新宿区への相談を行い、その中で、親族の関わりが難しいことが判明したため、新宿区が後見申立を行いました。申立の結果、市民後見人が選任され、現在は定期的に訪問し、身上監護と金銭管理を行っています。

後見人がＡさんのお宅を訪れると、Ａさんは「よっ。」と言いながら手を挙げ、後見人と握手をします。Ａさんは言語障害がありますが、こういった身ぶり手ぶりで歓迎の意を後見人へ伝えてくれます。話せる言葉が限られるＡさんとコミュニケーションをとるために、短い単語や、うなずき・表情といった言葉以外の方法で気持ちを表してもらえるように後見人は配慮し、Ａさんの意思をくみ取るよう努めています。

Ａさんがご自身の力を活かしながら現在の生活を楽しむことができ、また今後もＡさんの希望通りに自宅で暮らし続けることができるように、後見人はＡさんの気持ちを関係機関等に伝えていきながら、安定した暮らしを送れるよう支援しています。

市民後見人になるために

後見人になるまでの流れ

養成基礎講習・選考試験

↓

後見活動メンバーとして活動

↓

市民後見人として推薦

↓

家裁審判にて後見人へ

新宿区では、市民後見人としての活動希望がある方たちを対象に、６日間の市民後見人養成基礎講習を実施しています。この講習を終えて選考試験に合格した方が後見活動メンバーとして登録されます。現在は 51 名の方が後見活動メンバーとして日々研鑽を積んでいます。

後見活動メンバーは、年間約 10 回の研修会に参加し、高齢者や障害者の関係制度や接し方、法律知識など幅広く学びます。また、被後見人の人となりを理解し、被後見人の意思をくみ取ることができるよう、寄り添った支援をすることに重点をおいた研修体系としています。

また実習の一環として、後見活動メンバーは、地域福祉権利擁護事業の生活支援員としても活動しており、知識の習得と実践を繰り返すことでスキルアップをはかっています。

市民後見人養成基礎講習につきましては今年度も開催する予定です。詳細は今後の区報や社協広報紙「けやき」でご案内します。

出前講座はいかがですか？

新宿区成年後見センターでは職員がお伺いし、成年後見制度についてわかりやすく説明する出前講座を行っています。平成 27 年度は 11 回の出前講座を行い、いずれも好評でした。

成年後見制度という名称は聞いたことがあるけれど内容がわからない、後見人の役割についてなど、講座の内容も様々です。

【平成２７年度の実績】

施設<種別>	回数	人数
介護関連施設	３回	５０名
金融機関	３回	３９名
医療関連施設	２回	２７名
図書館・シニア館等	２回	２２名
障害関連施設	１回	１６名

ご利用について

●対象：区内の団体・グループ
●費用：**無料**
●内容：成年後見制度全般（法定後見・任意後見）、地域福祉権利擁護事業について
※参加する方の知りたい内容や理解の度合いに応じて、基礎的な内容から専門的な内容まで講義可能です。
●人数：５名程度から
●時間：１時間程度
●申込方法：新宿区成年後見センターまで
（連絡先は４面参照）

★具体的な利用例★

●施設の家族会
●学校のゼミの一環
●企業の研修　など
●ケアマネージャー等の勉強会

さまざまな場でご活用下さい。

●申込みから利用までの流れ
①申込み受付：希望の日時、場所の確認
②事前打合せ：電話で具体的な内容の確認
③当　　日：資料はセンターで用意します。

新宿区成年後見センター　職員紹介

成年後見センターでは、ご相談にお答えするために職員の地区担当制をとっております。
４月から新しい職員も加わりました。相談をお待ちしています。

地区	東 （四谷・箪笥町・ 榎町・区役所地区）	中央 （若松町・大久保・ 戸塚地区）	西 （落合第一・落合第二・ 柏木・角筈地区）
担当者	白井　たか 長内（おさない）　勇介	川勝　健司 黒田　真季依 雨宮　正	滝上　裕嗣 太田　宏美

●センター長：料治　康子　●事務担当：榎田（ひえだ）　美奈子、田中　多枝子

専門家による相談のご案内

成年後見センターでは、実際に後見活動に携わっている専門家による相談窓口を設置しています。成年後見制度に関するどんなことでも、お気軽にご相談ください。

こんなときは相談を！

- ●どんな制度なのか知りたい。
- ●頼れる親族がいないので将来が不安
- ●後見人は何をしてくれるの？費用は？
- ●お金や通帳の管理に不安がある。など

●相談日・相談員：
月曜日：司法書士
水曜日：弁護士
金曜日：社会福祉士

●場所：
成年後見センター相談室

●利用料：無料

●時間：
①13 時～14 時
②14 時 30 分～15 時 30 分

●利用方法：
要予約。下記連絡先にお申込ください。

来所が難しい場合は、ご自宅等へ訪問できます。訪問日時はご希望をお聞きした上で調整します。

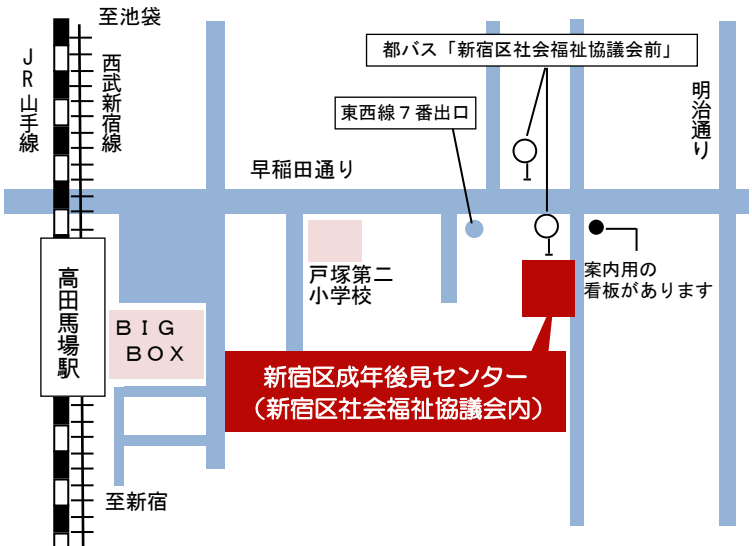

新宿区成年後見センター ご案内

◇ＪＲ山手線・西武新宿線
高田馬場駅下車早稲田口から徒歩７分
◇東京メトロ東西線
高田馬場駅下車７番出口から徒歩３分
◇都バス
「上６９」小滝橋車庫⇔上野公園
または、「飯６４」小滝橋⇔九段下
「新宿区社会福祉協議会前」下車徒歩１分

【住　所】〒１６９－００７５　新宿区高田馬場１－１７－２０（新宿区社会福祉協議会内）
【電　話】０３－５２７３－４５２２　【ＦＡＸ】０３－５２７３－３０８２
【E-mail】skc@shinjuku-shakyo.jp　【ＵＲＬ】http://www.shinjuku-shakyo.jp